

訪問介護サービス利用料金表（特定事業所加算Ⅱ）

訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法の法定利用料に基づくものとします。

1 料金表 令和8年4月～ ※地域サービス種類により、区分が定められています。伊勢原市の訪問介護における単価は10.7円となります。

項目	サービス1回当たりの料金			伊勢原市地域単価 10.70円			チェック
	所要時間及び内容	単位数	特定事業所加算Ⅱ 合成単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額	
① 基本額 身体介護	身体介護01（20分未満）	163単位	179単位	192円	383円	575円	
	身体介護1（30分未満）	244単位	268単位	287円	574円	861円	
	身体介護2（30分以上1時間未満）	387単位	426単位	456円	912円	1,368円	
	身体介護3（1時間30分未満）	567単位	624単位	668円	1,336円	2,003円	
	所要時間1時間から計算して 所要時間30分を増すごと	82単位	90単位	97円	193円	289円	
生活援助	生活援助2（20分以上45分未満）	179単位	197単位	211円	422円	633円	
	生活援助3（45分以上）	220単位	242単位	259円	518円	777円	
	所要時間20分から計算して 25分を増すごと	65単位	72単位	77円	154円	231円	
身体生活	身体1・生活1（身体30分未満＋ 生活援助20分以上45分未満）	309単位	340単位	364円	728円	1,092円	
	身体1・生活2（身体30分未 満＋生活援助45分以上70分未満）	374単位	411単位	440円	880円	1,320円	
	身体2・生活1（身体60分未満＋ 生活援助20分以上45分未満）	452単位	497単位	532円	1,064円	1,596円	
緊急時訪問介護加算 （1回）	利用者の要請とケアマネが認めた居宅サ ービス計画にない訪問介護（身体介護中心に 限る）を、利用者又は家族から要請を受け て24時間以内に行った場合	100単位		107円	214円	321円	
初回加算	新規計画を作成し、初回訪問介護実施月内 にサービス提供責任者自身が訪問介護また は、同行訪問を行った場合	200単位		214円	428円	642円	
② 加算・減算 早朝・夜間加算	早朝（6時～8時）又は 夜間（18時～22時）に 定期的に訪問した場合	所定単位数× 25%					
深夜加算	夜間（22時～06時）に 定期的に訪問した場合	所定単位数× 50%					
同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	所定単位数の90%算定					
高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生又はその再発防止を するための措置を行っていない 場合減算	所定単位数の99%算定					
業務継続計画未策定 減算	業務継続に向けた計画策定が未策定 の場合減算 （令和7年4月1日～適用）	所定単位数の99%算定					

③	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）24.5%	①②の1ヶ月当たりの所定単位数×24.5%単位/月 <1単位未満四捨五入>
---	---------------------	---------------------------------------

※介護職員等処遇改善加算とは、介護に携わる職員に対して待遇や賃金等の改善を行うための制度であり、当事業所は加算（Ⅰ）の要件に適合するため届出をしております。

※利用料金及び利用者負担額は、円に換算し表示したものです。1ヶ月の合計単位数で計算した場合、端数処理の関係上、多少の誤差が生じます

*1ヶ月利用者負担額の算出方法（概算）

①②③の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.7円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝1割負担利用者負担額

〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝2割負担利用者負担額

〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝3割負担利用者負担額

2 キャンセル料について

項目	説明と負担金	チェック
キャンセル料	ヘルパー到着前；無料 ヘルパー到着後；利用者負担金の100% ※利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は不要です。	

3 保険外サービス費用（利用者負担10割）

項目	説明	金額	チェック
介護保険外サービス	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合等、介護保険枠外のサービス料金です。	介護報酬告示上の額と同額	

4 運営基準に定められたその他費用

項目	説明	金額	チェック
その他の費用	通常の事業の実施地域（伊勢原市、平塚市、厚木市、秦野市）にお住まいの方は、無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施区域を越えてから、1Kmあたり25円お支払頂きます。	実費	

5 買物代行及び薬受代行サービス等に要する交通費

項目	説明	金額	チェック
買物等交通費	訪問介護員が買物代行等を行うために要する交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1Kmあたり25円（バイクは15円）お支払頂きます。	実費	